

特定非営利活動法人バーチャルフォトウォーク定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人バーチャルフォトウォークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、病気、障がい、医療・介護、新型コロナウイルスによる自粛などにより外出困難な、また孤立に悩む人々に、ICTを利用し価値ある情景を楽しめる会話とともにライブストリームし、閉塞感や孤独感などの精神的な苦痛を癒して安心できる社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 観光の振興を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑥ 国際協力の活動
- ⑦ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑧ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑨ 災害救援活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1) バーチャルフォトウォークを利用した障がい者・高齢者支援事業
- 2) バーチャルフォトウォークを利用した教育支援事業

- 3) バーチャルフォトウォークを利用した災害救援事業
- 4) バーチャルフォトウォークを利用した孤独・孤立対策事業
- 5) 困難を抱えるこども家庭への支援食品配送事業
- 5) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告

すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、「社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 東京都支部足立区分会」または法第11条第3項に掲げる者のうち理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この内閣府ホームページにおいて行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 12 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	John Butterill
代表理事	永 堀 典 子
理事	戸 谷 剛
理事	山 下 和 典
理事	Somprat Poramathkunkosol
理事	Ergin Kocyildirim
監事	堤 君 代

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2022 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2021 年 8 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1) 個人正会員入会金	0 円
団体正会員入会金	10,000 円
個人正会員年会費	0 円
団体正会員年会費	10,000 円

2) 個人賛助会員入会金	0 円
団体賛助会員入会金	10,000 円

個人賛助会員年会費 1口 3,000 円（1口以上）
団体賛助会員年会費 1口 10,000 円（1口以上）

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 パーチャルフォトワーク

1 事業実施の方針

従来通り登録視聴者（障がい者・高齢者）に週1回以上のライブイベントを国内外から提供し続けるとともに、社会的弱者理解のための青少年教育及びトレーニング「思いやりのヒーロー研修」の実施、タブレットPC貸与による重症児のための特別プログラム(Timed-out kids program)の企画・実施、さらに地域と連携したオンライン災害救援システムを引き続き開発する。また、要望の多い孤独・孤立防止について調査・研究を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,250】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
パーチャルフォトワークを利用した障がい者・支援事業	障がい者、病人を癒すためのライブイベントの実施	週一回以上	事務所内Zoom、ロケ地	3名以上	登録視聴者	500名	1,000
パーチャルフォトワークを利用した教育支援事業	◆青少年の社会的弱者理解のための教育及びトレーニング「思いやりのヒーロー研修」の実施 ◆障がい児のための特別プログラムの企画・実施、タブレットPC貸与	月一回以上	事務所内Zoom、ロケ地、地域学習センター	3名以上	児童・生徒・学生	40名	20
パーチャルフォトワークを利用した高齢者支援事業	高齢者を癒すためのライブイベントの実施	週一回以上	事務所内Zoom、ロケ地	3名以上	登録視聴者	10	170
パーチャルフォトワークのネットワークを利用した配送パントリーの実施	困窮子育て家庭に対し、配給食品を配送する事業「VPW 思いやり配送パントリー」の実施	年間	困窮家庭	3名以上	区内子育て家庭で困窮している世帯	30名	10
パーチャルフォトワークを利用した災害救援事業	被災状況を関係者に報告し、多言語による避難情報等をライブで提供する共助ネットワーク「電波のご縁で助け合い」の開発と準備	訓練・被災時	事務所内Zoom、現地	5名以上	登録した住民	100名	50
その他法人の目的を達成するために必要な事業	困窮子育て家庭に対し、配給食品を配送する事業「VPW 思いやり配送パントリー」の実施	年間	困窮家庭	3名以上	区内子育て困窮世帯	30名	10

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 バーチャルフォトワーク

1 事業実施の方針

従来通り登録視聴者（障がい者・高齢者）に週1回以上のライブイベントを国内外から提供し続けるとともに、社会的弱者理解のための青少年教育及びトレーニング「思いやりのヒーロー研修」の実施、タブレットPC貸与による重症児のための特別プログラム(Timed-out kids program)の企画・実施、さらに地域と連携したオンライン災害救援システムを引き続き開発する。また、要望の多い孤独・孤立防止について調査・研究を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,250】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
バーチャルフォトワークを利用した障がい者・支援事業	障がい者、病人を癒すためのライブイベントの実施	週一回以上	事務所内Zoom、ロケ地	3名以上	登録視聴者	500名	1,000
バーチャルフォトワークを利用した教育支援事業	◆青少年の社会的弱者理解のための教育及びトレーニング「思いやりのヒーロー研修」の実施 ◆障がい児のための特別プログラムの企画・実施、タブレットPC貸与	月一回以上	事務所内Zoom、ロケ地、地域学習センター	3名以上	児童・生徒・学生	40名	20
バーチャルフォトワークを利用した高齢者支援事業	高齢者を癒すためのライブイベントの実施	週一回以上	事務所内Zoom、ロケ地	3名以上	登録視聴者	10	170
バーチャルフォトワークのネットワークを利用した配送パントリーの実施	困窮子育て家庭に対し、配給食品を配送する事業「VPW 思いやり配送パントリー」の実施	年間	困窮家庭	3名以上	区内子育て家庭で困窮している世帯	30名	10
バーチャルフォトワークを利用した災害救援事業	被災状況を関係者に報告し、多言語による避難情報等をライブで提供する共助ネットワーク「電波のご縁で助け合い」の開発と準備	訓練・適時、被災時	事務所内Zoom、現地	5名以上	登録した住民	100名	50
その他法人の目的を達成するために必要な事業	困窮子育て家庭に対し、配給食品を配送する事業「VPW 思いやり配送パントリー」の実施	年間	困窮家庭	3名以上	区内子育て困窮世帯	30名	10

7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 パーチャルフォトウォーク

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			20,000
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金		1,400,000	1,400,000
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		200,000	200,000
受取補助金			
4 事業収益	事業収益 事業収益		0
5 その他の収益	受取利息		0
経常収益計			1,620,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		600,000	600,000
給料手当			
役員報酬		0	
(2) その他経費			650,000
会議費		10,000	
旅費交通費		500,000	
消耗品費		100,000	
印刷製本費		15,000	
通信運搬費		20,000	
諸会費		5,000	
事業費計			1,250,000
2 管理費			
(1) 人件費			200,000
役員報酬		0	
給料手当		200,000	
(2) その他経費			86,000
通信運搬費		3,000	
地代家賃		48,000	
旅費交通費		5,000	
保険料		20,000	
会議費		10,000	
管理費計			286,000
経常費用計			1,536,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			84,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			84,000
法人税、住民税及び事業税			
前期繰越正味財産額			400,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			484,000

8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 パーチャルフォトウォーク

（単位：円）

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	20,000	20,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	1,400,000	1,400,000
3 受取助成金等 受取補助金	200,000	200,000
4 事業収益 事業収益 事業収益		0
5 その他の収益 受取利息		0
経 常 収 益 計		1,620,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬	600,000 0	600,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 諸会費	10,000 500,000 100,000 15,000 20,000 5,000	650,000
事業費計		1,250,000
2 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当	0 200,000	200,000
(2) その他経費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 保険料 会議費	3,000 48,000 5,000 20,000 10,000	86,000
管理費計		286,000
経 常 費 用 計		1,536,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		84,000
【C】 経 常 外 収 益		
固定資産売却益 過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計		0
【D】 経 常 外 費 用		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①＋②・・・③		84,000
法人税、住民税及び事業税・・・④ 前期繰越正味財産額・・・⑤		484,000
次期繰越正味財産額 ③－④＋⑤		568,000